

埼玉高速鉄道沿線地域の定住促進に係る魅力発掘・発信業務委託
企画提案競技実施要項

1 企画提案の目的

埼玉高速鉄道線は、埼玉県さいたま市の浦和美園駅から東京都北区の赤羽岩淵駅を結び、赤羽岩淵駅以南は東京メトロ南北線、東急目黒線と直通する都心直結の鉄道路線である。

平成13年3月の開業以来、利用者は開業時からは約5万人増加しているが（令和3年度1日当たり輸送人員96,924人）、継続的に経営の安定化を図るためには、引き続き利用者の増加が必要である。

そこで、埼玉高速鉄道沿線地域への子育て世代を中心とした定住者の取り込み、更に新型コロナウイルス感染症により減少した休日等利用者の増加を図るため、沿線地域で暮らすことの魅力を効果的に発信する業務に係る企画提案書等を以下のとおり募集する。

2 募集概要

(1) 業務名

埼玉高速鉄道沿線地域の定住促進に係る魅力発掘・発信業務委託
(以下「本業務」という。)

(2) 契約期間

契約の日から令和5年3月17日（金）まで

(3) 業務内容

別紙「埼玉高速鉄道沿線地域の定住促進に係る魅力発掘・発信業務委託仕様書
(以下「委託仕様書」という。)」のとおりに

(4) 委託料

2,574,000円（消費税及び地方消費税込み）を上限とする。

3 参加資格・条件

次の(1)から(8)までの全ての要件に該当すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定後に埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。
- (4) 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

- (5) 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県に於ける暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- (6) 法人税、法人県民税、法人事業税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納していない法人であること。
- (7) 令和3・4年度物品等競争入札参加資格者名簿に、登録業種区分が「催物、映画、広告、その他の業務」のA、B又はC等級として格付けされた者のうち、分類が「広告代理業務」に登録された者であること。
- (8) 所在地要件が管轄内又は準管轄内であり、企業規模要件が大企業又は中小企業を満たす者であること。

4 スケジュール

月 日	内 容
令和4年8月10日(水)	公告日(ホームページ掲載) 質問受付開始
令和4年8月15日(月) 午後4時まで	質問の受付期限
令和4年8月18日(木)	質問に対する回答掲載
令和4年8月22日(月) 午後3時まで	企画提案競技参加希望書の提出期限
令和4年8月25日(木) 午後3時まで	企画提案書の提出期限
令和4年9月中旬頃	企画提案競技結果通知

5 質問事項の受付

企画提案競技の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 受付期限

令和4年8月15日(月)午後4時まで(時間厳守)

(2) 受付方法

「企画提案競技に関する質問書(様式1)」に記入の上、
電子メール(a2220-05@pref.saitama.lg.jp)で提出すること。電子メールの送信後は
到達確認を末尾記載の連絡先へ電話にて必ず行うこと。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、質問を行った事業者名等を伏せた上で、本募集要項を掲載したホームページにて公開する(令和4年8月18日(木)公開予定)。

なお、電話等による質問には、簡易なものを除き応じない。

6 企画提案競技参加希望書の提出

本業務の企画提案への参加を希望する場合は、あらかじめ「企画提案競技参加希望書(様式2)」を提出すること。

(1) 提出期限

令和4年8月22日(月)午後3時必着

(2) 提出方法

郵送(書留)、電子メールのいずれかとする。

※ 電子メールの場合は到達確認の電話を必ずすること。

<提出先>

埼玉県 企画財政部 交通政策課 調査計画・3セク線担当

所在地：〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話：048-830-2238

電子メール：a2220-05@pref.saitama.lg.jp

7 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和4年8月25日(木)午後3時必着

(2) 提出方法

持参又は郵送(配達証明)のいずれかとする。

(3) 提出書類及び部数

企画提案書 8部(正本1部、副本7部)

添付書類 1部(委託料見積書のみ8部)

(4) 添付書類

ア パンフレット等法人の概要(設立趣旨、事業内容・実績)が分かるもの

イ 委託料見積書

(ア) 宛先は「埼玉県知事 大野 元裕」とすること。

(イ) 副本にもコピーを添付すること。

(ウ) 委託料の総額のほか、仕様書の「5 委託業務内容」の各項目の経費の内訳を記載すること。

ウ 誓約書(様式3)

(5) その他

ア 企画提案は、1者につき1提案に限るものとする(複数の提案は不可)。

イ 企画提案書の提出後は、その内容を変更することはできない。

ウ 提出された応募書類は返却しない。また、応募書類の作成に係る経費は、提案者の負担とする。

8 企画提案書に係る留意事項

(1) 仕様書の内容に基づきA4判、両面、表紙及び目次を含み20ページ以内(10枚以内)で作成すること。

(2) 企画提案書の1ページ目(表紙)には、次の事項を記載すること。

ア 表題(埼玉高速鉄道沿線地域の定住促進に係る魅力発掘・発信業務委託事業 企画提案書)

イ 応募者の名称、住所及び連絡担当者の氏名、電話番号、E-Mailアドレス

- (3) 企画提案書の2ページ目は「目次」とすること。
(4) 企画提案書の3ページ目以降に記載する事項は、概ね次のとおりとすること。

ア 業務を実施する上での基本方針

イ 業務実施スケジュール

ウ 業務実施体制

エ 業務の受注実績

令和2年7月1日から令和4年7月29日までの間に（本企画提案書提出時点での見込みも含む）で、地域の魅力を発信する動画作成の受注実績があれば記載すること。

オ 業務の実施方法

仕様書の「5 委託業務内容」の実施方法について具体的に提案すること。特に次の2項目については、以下の内容を明示して提案すること。

(ア) テーマ別沿線情報発信動画作成の作成

- ・動画で紹介する沿線地域の施設や魅力等
- ・動画で紹介する埼玉高速鉄道の特徴や取組等
- ・起用する著名人

(イ) SR車両ビジョン用魅力発信動画の放映

- ・テーマ別沿線情報発信動画の活用方法
- ・動画内での企画乗車券の宣伝方法

カ その他

仕様書に記載のない内容で提案者が有益と考える追加提案があれば記載すること。ただし、委託料上限額を超える金額で見積書を提出することはできない。

9 委託候補者の選考方法

業務委託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、本実施要項に基づき提出された企画提案書等について、企画提案内容や業務実施方法、業務実施体制、見積額等を総合的に審査して評価が最も高かった提案者を委託候補者に選定する。

企画提案書等を提出した者が1者の場合は、選定委員会が提案内容を総合的に審査し、本事業の委託先として適当であると認めた場合に、当該企画提案書等を提出した者を委託候補者として選定する。

なお、提案者によるプレゼンテーションは実施しない。

選考結果については、契約の相手方が決定した後に、文書で個別に通知する。

（令和4年9月中旬頃通知予定）

選考結果に対する個別の問合せには応じない。

10 契約の締結

県は、審査により評価が最も高かった提案者を委託候補者として業務履行に必要な協議を行い、協議が整った場合には改めて見積書を徴収し見積書を精査の上、随意契約による委託契約を締結する。

契約の締結に当たっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするのではな

く、採用された提案者の提案内容に沿って、契約内容について協議・調整を行った上で契約を締結する。その際、提案内容を一部変更する場合がある。

なお、委託候補者が、業務履行に必要な能力を有しない場合や契約締結までの間に委託候補者に事故がある場合等、実施に係る協議が整わない場合は、総合点が2番目に高かった者と改めて協議を行う。以下同様の方法により、総合点が高かった者と順に協議を行うものとする。

ただし、総合点が一定の基準に満たなかった者は、委託候補者とししないものとする。

11 契約保証金

本県と合意に達した委託候補者は、埼玉県財務規則第81条第1項の規定により、契約保証金（契約金の100分の1以上）を納めること。

ただし、埼玉県財務規則第81条第2項の規定に該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

12 契約金額の支払

契約金額の支払は、本業務完了後とする。

13 留意事項

(1) 提案の失格、無効

次の項目いずれかに該当する場合は失格又は無効とする。

ア 談合その他不正行為が行われたと認められるもの

イ 資格審査の結果、入札参加資格がないと認められるもの

ウ 虚偽の申請により資格を得た者が企画提案書等を提出したもの

エ 指定する提出期限を超えて企画提案書等を提出（到達）したもの

オ 「7 企画提案書等の提出」の（2）に定める書類がないもの

カ 委託料上限額を超える金額で見積書を提出したもの

(2) 情報公開

提案者の名称、企画提案書等、審査結果概要などは埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号）に基づく情報公開の対象となる場合がある。

(3) 企画提案競技の停止、中止及び取消し

緊急等やむを得ない理由等により、本企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、本企画提案競技を停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において、本企画提案競技に要した費用を埼玉県に請求することはできない。

(4) 新型コロナウイルスの感染拡大等、社会情勢の変化に対応するため、スケジュール等を変更する可能性がある。変更については、随時、県ホームページで公開するので、必ず確認すること。

14 連絡先（応募書類の提出先）

埼玉県 企画財政部 交通政策課 調査計画・3セク線担当 前田
所在地：〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1
電話：048-830-2238
電子メール：a2220-05@pref.saitama.lg.jp